

文化芸術振興に関する基本的方針(案)に対する意見

(社)日本芸能実演家団体協議会

会長 野村 萬

演劇、音楽、舞踊、演芸など芸能関係 65 団体が集う日本芸能実演家団体協議会(芸団協)は、日本の芸能文化の発展に資するため、発足以来、芸能振興、文化政策の形成に向けて様々な活動を行って参りました。本年 6 月末には、文化審議会においてヒアリングにお呼びいただき、基本方針に対する意見を述べさせていただきました。その後も、同審議会委員の皆様をはじめ文化庁の方々から精力的に文化芸術団体関係者からの意見を徴し、標記答申案のとりまとめに御尽力くださいましたことに、深く感謝いたします。

芸団協では、9 月末にも文化庁ならびに同審議会委員の皆様に向けて、「文化芸術振興基本法基本方針に関する意見」をとりまとめて送付しております。このたびの意見募集に際しましては、それを踏まえ、本基本方針答申案に対して、主要な点について意見を述べさせていただきたく存じます。

1)政策形成について - 芸術家等の参画が不可欠

芸団協の意見書(9月)の中で、まず、文化芸術振興政策が継続的に豊かに形成され、総合的に推進されるための仕組みをつくりあげることの必要性を述べておりました。

本答申案では、政策形成に関しては、基本理念の「国民の意見の反映」を踏まえ、基本的施策のなかで、「文化芸術の振興のための基本的な政策の形成や、各施策の企画立案、実施、評価等に際して、芸術家等や学識経験者のみならず広く国民の意見等を十分に把握し、それらが反映される体制の整備に努める。」(p9、p25)とされています。また、文化芸術の関係者等が「各地域において文化芸術を取り巻く状況や活動状況、文化芸術の振興のための課題等について、情報や意見の交換を行う場を積極的に設ける。」(p26)とあります。さらに、「(3)支援及び評価の充実」(p9)において、支援について「公正性及び透明性が確保され、国民の理解を得ることができるよう、施策の目的に応じ、適切な審査方法及び評価に従って実施し、その結果を公開する。」とあります。

このような方向性を歓迎いたしますが、私どもが既述の意見書の中で指摘したように、「文化審議会に文化政策分科会を設置する」「文化政策推進会議等の再編」「文化政策の総合的な推進のために省庁を超えた連絡推進機関を設置する」など、より具体的な体制整備に早急に着手することが必要だと考えます。政策の形成、施策の企画立案に際して、広く意見を集め、文化芸術関係者等が意見交換を行っていくことが重要であることは当然ですが、客観的に実態を把握し、広い視野にたって価値判断を行う文化政策の専門機関が必要です。それには、芸術家、実務家等、文化芸術の実情を把握している専門家が参画し、行政と連携しながら進めていくことが不可欠でしょう。芸術家等の参画を付記し、専門機関の設置も含め、より具体的な施策に向けて、さらに

踏み出していただくことを要望いたします。

2)文化基盤の整備は人づくりから

芸術家等の地位向上のための条件整備 - 安心して仕事ができる環境づくりを

芸団協では、芸術家等の地位の向上の一環として、社会保障制度の整備に向けて、基本方針に明記することを重点課題として挙げておりました。本答申案で、留意すべき事項として、第1に芸術家等の地位向上のための条件整備が掲げられ、「芸術家等がその能力を向上させ、十分に発揮でき、安全で安心して活動に取り組める環境を整備することが重要である」(p8)と記されたことを評価いたします。しかし、環境整備については「芸術家等や文化芸術団体などの取組と連携しつつ、芸術家等の創造活動のための諸条件の整備や、芸術家等に対する積極的な顕彰等を行い、・・・」となっているにとどまり、社会保障、労働条件等の諸条件の整備という言及がなされておられません。より具体的に、諸条件の整備が進められるよう、本方針を受けて踏み込んだ対応がなされていくことを強く希望いたします。

芸術家等の養成・研修と教育 - 総合的な人づくり政策を

芸団協では、重点課題のひとつとして、「国公立大学における演劇・舞踊学科・学部の設置促進と統括団体における現職者研修事業の充実」を挙げていました。文化基盤整備の根幹をなすものは、究極的には「人づくり」に集約されると考えます。本答申案では、基本的施策の中で、さまざまな分野の専門家の、資格制度のあり方や研修・育成について触れられています。また、国の役割等のなかで、重視すべき方向として「文化芸術に関する教育」を筆頭に挙げ、文化芸術振興と教育とのかかわりが重要視されています。これらの諸施策の方向性を評価するとともに、総合的な視点で「人づくり」に効果的な諸施策の見直し、新制度の導入に向けて、早急な取組みが進められることを強く希望いたします。

3)財政・税制について

税制について—既存制度の見直しを

本答申案では、国の役割等の重視すべき方向として「文化芸術に関する財政措置及び税制措置」を掲げ、「国及び民間双方による支援をより一層効果的なものとしていくことが不可欠」として財政上の措置と「税制上の措置等により文化芸術活動に対する民間からの支援の促進を図っていく」(p6)としています。そして、基本的な施策の中でも「(3)民間の支援活動の活性化等」のところで、「寄附の促進を図るための税制上の措置の活用等を講ずるよう努める」「文化芸術団体等と連携しつつ、文化芸術関係者が寄附等を受けやすくなる仕組みの整備を促進する」(p24)などとされていますが、民間の支援を促進するためには現行制度の活用だけでは限界があり、また、公益法人制度改革が進められている現在、諸制度の変化に適應する税制措置の検討が不可欠です。したがって、寄附等に対する課税の在り方について検討し、既存制度の見直しや新たな支援税制を導入することを要望いたします。

また、社会情勢の変化にもかかわらず、芸能に差別的な芸能法人への法人税源泉制度が存続していることに対し、芸団協では長年、その撤廃を要望し続けてきました。このような不公平税制

を早急に改めるという観点からも、税制の見直しは不可欠であることを強く主張いたします。

財政的措置 支援の拡充と評価のしくみの確立を

本答申案で、重視すべき方向として「厳しい財政事情の下で適切な評価を行い、支援の重点化、効率化を図りつつ、必要な財政上の措置を講ずる」とされ、税制とあわせて、官民双方による支援が充実していく方向をめざしていることを評価いたします。財政措置については、近年は文化芸術創造プランの導入により、重点的な支援が拡充されてきているとはいえ、文化予算全体を見れば、依然として文化財保護およびハード整備の予算が中心で、「人づくり」やソフトにかかわる支援の総額は、まだまだ十分なレベルとはいえません。基本的施策の中で触れられている芸術の振興諸施策、とりわけ国立の諸劇場、フィルムセンターなど国立の芸術機関の在り方や、芸術文化振興基金の支援制度の枠組みなども含め、支援のあり方を見直し、より一層の予算額の拡大および充実が図られるよう望みます。

また、留意すべき事項として、「支援および評価の充実」が掲げられ、支援に際しての評価の方法の確立に言及されていることは、効果的な施策の企画立案、実施には不可欠のことと歓迎いたします。我が国には多様な文化芸術が共存し、多元性を特徴とすることを踏まえ、文化統計や芸術活動の実態調査等をより充実させ、ここにあるように「文化芸術の各分野の特性を十分に踏まえ、定量的な評価のみならず、定性的な評価を含む適切な評価方法」の確立に向けて、速やかに対応されていくことを希望します。そして支援の拡充と評価のしくみは、政策形成と直結するものであることから、評価方法確立に向けては、芸術家等の参画が不可欠であり、私どもとしても、積極的に貢献していきたいと考えます。

4)著作物の公正な利用ルールの確立を

基本的施策のなかで、文化芸術の振興の基盤をなす著作権等について触れられていることを評価いたします。著作物の流通に関して、「我が国では、著作物の創作時・利用時における契約システムが十分に機能していない面があるため、権利者や利用条件等が曖昧となり、適切な保護や円滑な利用の促進に支障が生じているとの指摘がある。… 著作物の円滑な流通を促進する観点から、…」(p18)とありますが、自然人であるクリエイターの権利を保護し、交渉において弱い立場におかれることを考慮する観点からは、「著作物の公正で、かつ円滑な流通を促進する」として公正性への視点を加えていただきたいと考えます。

5)基本方針の見直しについて

芸団協では、「(基本方針で)提示された課題を解決するために検討をはじめること、これまでの政策の評価を行うために、基本方針は3年で見直すこと」を提案しました。本答申案では、「今後おおむね5年を見通し」定めるものとされていますが、21世紀を迎え、芸術文化関連の特殊法人の独立行政法人化や、公益法人制度改革が進行する等の変革期にあって、5年の間に諸情勢の大きな変化が予想されることから、「施策の効果に関する評価を踏まえ、柔軟かつ適切に見直しを行う」とされているように、5年に拘らず、諸情勢の変化をにらみながら速やかに見直しを進められることを求めます。

以上